

鳴門市新庁舎整備事業に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴門市が発注する鳴門市新庁舎整備事業（以下「本事業」という。）における特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同企業体 本事業における設計施工者選定への参加及び本事業の履行を目的として結成する共同企業体をいう。
- (2) 甲型共同企業体 共同施工方式又は共同設計方式による共同企業体をいう。
- (3) 乙型共同企業体 共同設計方式、設計・施工方式、設計・共同施工方式又は共同設計・共同施工方式による共同企業体をいう。

第2章 共同企業体

(結成方法)

第3条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

- 2 共同企業体を結成するときは、特定建設工事共同企業体協定書（本市が指定する様式に基づき作成した協定書をいう。以下同じ。）により協定を締結するものとする。

(構成員の数)

第4条 甲型共同企業体の構成員の数は、2又は3とする。

- 2 乙型共同企業体の構成員の数は、2以上とする。

(構成)

第5条 共同企業体の構成は、第6条に規定する構成員の要件等を満たすものの組み合わせとする。

(構成員の要件等)

第 6 条 共同企業体の構成員は、鳴門市新庁舎整備事業実施設計施工者選定公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に規定する参加資格を満たすものとする。ただし、業務別の参加資格における実績要件及び技術者配置要件については、構成員のいずれかが要件を満たしていることとし、その他の構成員については、要件を満たすことを問わない。

2 共同企業体の構成員は、単独企業又は他の共同企業体の構成員として本事業の設計施工者選定に参加することができないものとする。

（構成員の出資比率等）

第 7 条 甲型共同企業体の各構成員の出資比率は、次に掲げる比率とする。ただし、設計・共同施工方式又は共同設計・共同施工方式を採用する場合、甲型共同企業体の各構成員の出資比率は、特定建設工事共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書の分担工事額をもって算出するものとする。

(1) 2 者の場合は、35 パーセント以上

(2) 3 者の場合は、25 パーセント以上

2 乙型共同企業体の各構成員の出資は、特定建設工事共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書の分担工事額とする。

（代表者の要件）

第 8 条 共同企業体の代表者は、当該共同企業体の中心的役割を担う履行能力を持ち、出資比率が構成員の中で最大であることとする。

第 3 章 契約の締結

（契約）

第 9 条 契約書に特定建設工事共同企業体協定書を添付し、構成員全員の記名押印をするものとする。

（契約の保証）

第 10 条 共同企業体は、本事業に係る契約の締結にあたり、鳴門市契約に関する規則（昭和 41 年鳴門市規則第 23 号）第 29 条に定める保証を付さなければならない。

（共同企業体の存続期間）

第 1 1 条 共同企業体存続期間は、特別な理由がある場合を除いて、実施要領に規定する技術提案書を提出した日から、本事業を請負った共同企業体にあつては本事業が完了し、共同企業体の精算が行われるまでとし、その他の共同企業体にあつては本事業に係る契約が締結される日までとする。

(変更の届出)

第 1 2 条 共同企業体は、特定建設工事共同企業体協定書その他の提出資料の記載事項に変更があつたときは、速やかに変更の届出をしなければならない。ただし、構成員の出資比率、代表者その他の本事業を履行する上で重大な影響のある事項については、市長が認める場合を除き、変更を認めない。

(共同企業体に対する通知等)

第 1 3 条 本事業における設計施工者選定の審査結果等の通知、委託料の支払等の相手先は、全て共同企業体の代表者とし、代表者に通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなす。

(その他)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

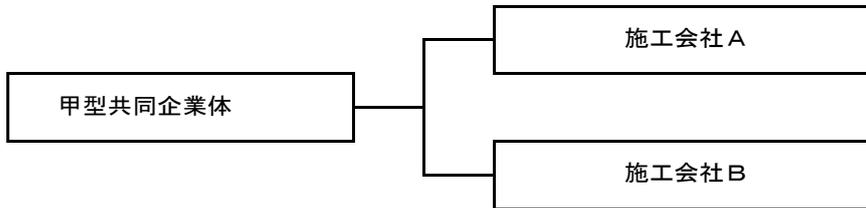
この要綱は、令和 2 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

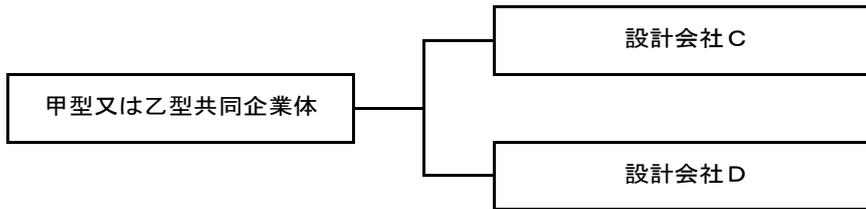
この要綱は、令和 2 年 8 月 2 6 日から施行する。

【別紙 共同企業体の結成例】

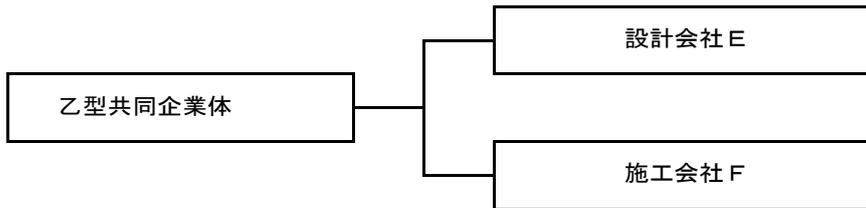
1) 共同施工方式 … 【甲型共同企業体】



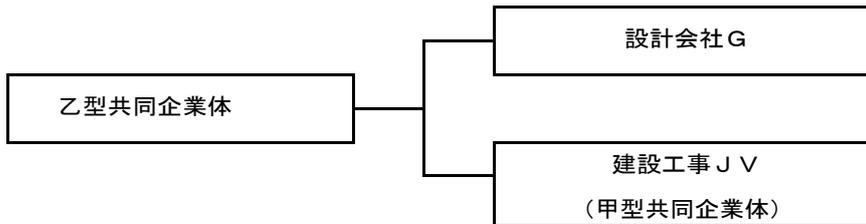
2) 共同設計方式 … 【甲型又は乙型共同企業体】



3) 設計・施工方式 … 【乙型共同企業体】



4) 設計・共同施工方式 (甲型共同企業体) … 【乙型共同企業体】



5) 共同設計 (甲型又は乙型共同企業体) ・ 共同施工方式 (甲型共同企業体)

… 【乙型共同企業体】

